

京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年11月5日

京都市長 門川大作

京都市規則第55号

京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する規則の一部を改正する規則

京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する規則の一部を次のように改正する。

第12条中「書面」の右に「その他別に定める方法」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)